

# 公益社団法人三重県獣医師会

## 支部規約

この法人の定款第41条第2項に基づき支部規約を制定し、次のとおり運営する。

### (目的)

第1条 地域における事業推進と連絡調整及び会員相互の連携を図ることを目的とする。

### (事業及び費用)

第2条 支部の事業は、地域において理事会で決定された事業を行い、それに要する費用は会の負担とする。

### (会員)

第3条 支部の会員は、地域内に住居又は就業する公益社団法人三重県獣医師会会員の獣医師をもって組織する。

### (支部会議)

第4条 支部会議は、必要に応じ支部長がこれを開く。

### (支部役員)

第5条 支部に必要な応じ、次の役員を置き、無報酬とする。

(1) 支部長1名、副支部長1名、幹事若干名。

(2) 顧問。

2 支部長は、役員推薦内規第5条第1項第1号に基づき、総会において承認された理事が支部長を兼ねるものとし、支部を代表し、その業務を統括する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 支部役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠又は増員により選任された支部役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (改廃)

第6条 支部規約の改廃は、理事会の議決による。

### (その他)

第7条 支部運営のため、この規約の定めのない事項については、支部長がこれを定める。

附則 この規程は、公益社団法人三重県獣医師会の設立の登記の日から施行する。